

# いじめ防止基本方針



いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっています。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりでいじめ問題の解消を目指すことが必要になっています。

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月に「いじめ防止のための基本的な方針（国の基本方針）」が、同年12月に「いじめ防止に向けた取組方針（県の基本方針）」が示されました。

そこで本校では、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を十分に理解するために、「赤堀東小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。さらに、平成29年3月に国の基本方針が改定され県の基本方針が見直されたことを受けて、本校においても基本方針の見直しを行いました。

この基本方針は、赤堀東小学校のすべての児童が、安心して楽しく学校生活が送れるよう、一人一人の教職員がいじめ根絶に向け、総合的かつ効果的に取り組むための基本姿勢を示したもののです。

**伊勢崎市立赤堀東小学校**

**平成30年3月**

## I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

学校は、子どもたちにとって、楽しく学び、生き生きと活動できる場でなければなりません。そのためには、子どもたち一人一人が大切にされ、自分の存在感や自己実現の喜びを実感できるような学校にする必要があります。ですから、学校は、そのことを阻害する「いじめ問題」を解消することが責務となっています。赤堀東小学校は、「いじめを絶対に許さない学校」として存在しなければなりません。

そこで、本校では、「いじめは、どの子にも、どの学級においても起こり得る」ものであることを認識することから出発し、いじめが起きにくい雰囲気作りや「いじめ被害者を出さない」指導から「いじめを作らない」指導への意識改革を進めます。特に、以下の4点を意識した姿勢で取り組みます。

- (1) いじめは人権侵害であり、『いじめを絶対に許さない学校』をつくること
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通すこと
- (3) いじめる子どもに対しては、その行為について毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めること

また、いじめは、一つのクラスや一人の先生だけの指導では解決しません。学校全体を通して、「いじめの起こりにくい雰囲気」を創り出していく必要があります。子どもたちに「いじめは卑劣であって、絶対に許せるものではない。」ことを認識させ、段階に応じて、それを実行させていくことが最も大切です。理解しているだけでなく、言動を優先させなければならないのです。時間もかかり、成果もわかりにくいからこそ、今この時に、各学年の発達段階や実態に即した具体的な指導を進めておく必要があります。一方、いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩であり、件数はいじめ問題に対する意識の高さの表れとも言えます。いじめを認知することは、人権と命を守ることにつながる立派な行為ですので、子どもの変化を見逃さず、率先して認知しようとする意識も大切です。

本校では、児童に対して、「常時活動としての人権教育」を、いじめ防止対策の中心に据え実践を進めます。つまり、すべての教育活動の中で、「命の大切さ」や「仲良く助け合う心」、「他人の良さを認める心」、「相手を思う心」、「感謝する心」等を感じ取らせ、人権意識の高揚を図るとともに、好ましい人間関係を構築できる児童及び学校を目指します。以下の2点が、いじめ防止対策の柱となります。

- (1) すべての児童が安心して学校生活を送り、心穏やかに学び合い、様々な活動に取り組むことができるようとする。
- (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解し、すべての児童が豊かな人間性をもつ人として成長できるようにする。

以上のように、いじめ問題への取組は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。とりわけ、「『指導・寄り添い・支え』に満ちた温かい学級経営」が、いじめの未然防止に密接にかかわっており、すべての教職員が日々の教育活動の中で、その実践及び充実が求められていることを深く認識し、取り組でいく必要があります。

### 本校教師の日常の姿勢

- すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業をつくる。
- すべての授業者が公開授業を行い、お互い生徒指導の観点も持って授業を参観しあい、意見を交換したり、改善点を指摘し合ったりする。
- 「学習ルール」「生活ルール」を徹底する。
- 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は絶対にしない。

## 1 「いじめ」の定義

(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本校では、「いじめ防止対策委員会」）」を活用して行う。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 2 いじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等、本人がいやがることを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

## 3 いじめの構造

【見て見ぬふりをする子ども】（傍観者）

- ・自分がいじめられないように、いじめにかかわらない。
- ・いじめられている者の気持ちが理解できない。

【周りではやし立てる子ども】（観衆）

- ・いじめをおもしろがる。
- ・時にはいじめに加わる。

いじめている子ども  
(加害者)

いじめを受けている子ども  
(被害者)



#### <注意点>

- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめられる側に責めを負わせることがあつてはならない。問題はいじめる側にあり、観衆や傍観者の立場にいる子どもたちがいじめを助長している。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりをもつている。

## 4 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- (2) 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) いじめられた児童の心や体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解し、自ら表現できるようにする。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- (4) 児童が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動が進められるよう、児童を主体とした活動の場を設定する。
- (5) いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、関係機関等と連携し解決にあたる。
- (7) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

## II いじめ防止に向けた取組

### 1 いじめの未然防止に向けて

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくり
  - ①「赤堀東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長による「いじめゼロの学校をつくろう」の講話をを行い、温かい人間関係を基盤とした学校生活が送れるよう、教職員及び全校児童が協力し合っていじめのない学校を創りあげていくことを宣言する。
  - ②学級委員会を中心とした児童主体の「いじめ防止」に係る活動を推進する。また、各学級で「いじめ防止」に向けて自分たちにできることを話し合い、児童の実践的な活動に結びつける。
  - ③赤堀中学校区「子どもいじめ防止会議」での話し合いを、赤堀東小学校での活動に反映させ、深化・発展させる。
  - ④道徳の時間や総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通して「自他を大切にすること」、「命を大切にすること」等を含め、人権に関する指導を充実させる。また、児童に、「いじめは絶対に許されることである」という認識の定着や、「インターネットを利用してのいじめ問題」についても、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。
  - ⑤担任は、児童に受容的、共感的に接し、一人一人のよさが發揮され、互いに認め合える学級経験に努める。特に、学級のルールや規範、正しい言葉遣いがきちんと守られる指導を行う。また、児童の実態や状況を、質問紙調査や日常の観察、欠席・遅刻状況等で把握する。

⑥特に配慮が必要な下記のような児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童へのいじめ防止については、日常的に該当児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導の充実を図る。

○ 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめ

当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒へのいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

○ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒へのいじめ

教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解する。

(2) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動の推進

①児童一人一人が活躍できる学習活動の充実

「楽しい授業」や「よく分かる授業」を心がけ、児童一人一人が活躍し、学び合える学習環境をつくる。特に、学習内容の基礎・基本を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力などの能力を伸長し、確かな学力の向上に努める。児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる共感的理解と『指導・寄り添い・支え』を基盤とした学年・学級経営を推進し、基本的生活習慣の定着と好ましい人間関係の醸成に努める。

②児童の主体的な活動への支援

児童の自発的・自治的な実践活動を通して、協力して実践できた喜びや周りへ寄与している充実感等を体験させるとともに、いじめを考え、自ら改善に向けた活動が進められるようになる。また、「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という認識に立ち、以下の教育活動の充実を図る。

・縦割り班活動等での異学年交流の充実

・児童集会や各種集会の運営、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

③人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等の時間を活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、いろいろな友だちがいる学級の中に自分が存在することを実感させる。友だちとの折り合いを通して自尊感情と信頼感が生まれ、明るく楽しい学校生活を送ることができることに気付かせる。

また、必要に応じて、人との関わり方を身に付けさせるため、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の人間関係づくりエクササイズを導入する。

④安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

各教科・領域の年間指導計画において、表現力、思考力、判断力を育成する項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める指導内容や指導方法を工夫する。また、道徳や学級活動の時間に、いじめを題材として取り上げ、思いやりや生命尊重、人権の大切さを、子ども自身に気づかせる授業を行う。

⑤人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる班活動や相互交流等の工夫を行い、豊かな心の育成とコミュニケーション能力の育成を進める。また、学校行事や児童会活動、各教科、総合的な学習の時間及び生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。また、地域の多様な人とのかかわりやキャリア教育の推進を図り、自己の生き方や夢や希望の実現に向けた取組を行う。

## 2 いじめの早期発見のための手立て

### (1) 日々の観察

○「いじめは、どの子にも、どの学級においても起こり得る」ものであるという基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けておく。そのために、各種研修会や協議会、講演会での伝達講習等を開催する。

### (2) 観察の視点と対応

○学級内の人間関係やグループ形成を注意深く把握し、言動や力関係に着目し、気になる言動について、適切に対応する。

○「遅刻や欠席が増える」「グループ活動で一人になっている」「机を離されている」「元気がない」「学習意欲が下がっている」「担任のそばにいることが多い」「服や靴が汚れている」「持ち物が隠される」等、様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導部会の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を観察し、見守る。

○児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ児童に安心感をもたらすとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「いじめ防止対策委員会」や教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

### (3) いじめ実態調査アンケート

○学校生活に関する「なかよしアンケート」を月1回行い、児童の悩みや人間関係を把握して、いじめゼロの学校づくりを目指す。

○年2回実施する「学校評価アンケート（児童向け）」の結果から、学校生活の満足度等を把握する。

### (4) 相談しやすい環境づくり

#### ○本人からの訴え

- ・心身の安全を保証する（日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と教師の姿勢を伝えるとともに、態度で示す）。

- ・事実関係や気持ちに傾聴する。

#### ○周りの児童からの訴え

- ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信源は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

- ・いじめを伝えたことにより、その児童への新たないじめが発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

#### ○保護者からの訴え

- ・わが子の変化やいじめ等に気付いたときに、躊躇することなく学校や担任に連絡ができるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

- ・問題が起きていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスであり、日頃から児童のよいところ、気になるところ等、学校での生活の様子を伝えておく。

### III いじめへの対処の方針

#### 1 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員での対応について協議し、的確な役割分担やチームとして対応し、いじめ問題の解決にあたる。特に、情報収集を綿密に行い、確実な事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え行動する。また、いじめている側の児童に対しては、いじめている行為について毅然とした態度で指導にあたる。

重大事態が発生した場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

##### (1) いじめ対応の基本的な流れ

- ①いじめ情報のキャッチ
- ②正確な実態把握（事実確認と情報の共有）
- ③指導体制・方針の決定
- ④児童への指導・支援とともに、保護者との連携
- ⑤今後の対応の共有

⑥重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、警察へ通報する。

また、「赤堀東小学校いじめ問題調査委員会」を招集する。

##### (2) いじめ発見時の緊急対応（いじめられている児童を守り通す）

###### ○いじめられている児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで児童の心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」と「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや学習生活相談員、教育相談担当教諭、養護教諭と連携をとりながら、指導支援を行っていく。

###### ○いじめられている児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

###### ○いじめている児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、いじめを行った行為に対して毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめが人として許されない行為である」ことや「いじめられる側の気持ち」を認識させる。
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

###### ○いじめている児童の保護者に対して

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、行った行為について、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、親としての今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ○まわりの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめに気付いて訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

#### ○継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行っていく。
- ・教育相談、日記、連絡帳等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童・いじめた児童に、スクールカウンセラーや学習生活相談員等、関係機関の活用を含め、双方の心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組んでいくべきことを洗い出し、その具体的な実践計画を立て、いじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

#### ○家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

## 2 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ①「生徒指導部会」（「いじめ防止対策委員会」を兼ねる）

##### <生徒指導部会>

月1回、生徒指導主任を中心に、校長、教頭、教務主任、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当教諭、特活担当教諭(学級委員会担当)、養護教諭が、生徒指導全般についての協議とともに、問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報交換及び共通行動（指導・支援）について話し合う。

##### <いじめ防止対策委員会>

いじめ防止に関する対策を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

「いじめ防止」に関する諸資料の提示・解説を通して、教職員への啓発を行う。また、「赤堀東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ発生時における対応マニュアル」「いじめ発見チェックシート」等を作成する。「なかよしアンケート」の結果を分析し、実態把握に基づいた「いじめの未然防止」の指導及び指導体制について点検・評価を行う。

必要に応じて、生徒指導部会で「いじめの未然防止」や啓発についての提案を行う。

#### ②「いじめ対策委員会」

いじめ事例が発生した時点で招集され、いじめ問題解決に向け、実効的な取組を開始する。いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取、対応方針の決定、保護者対応等を組織的に進める。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。いじめが解決した時点で解散する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

① 「赤堀東小学校いじめ問題調査委員会」

重大事態が発生した時に、早期解決及び全体的な指導体制を進めるための外部組織として、「赤堀東小学校いじめ問題調査委員会」を設置する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、学校評議員代表、PTA会長、主任児童委員、スクールカウンセラー、児童相談所関係職員等とする。

校長は、市教育委員会に報告し方針を共有した後、「赤堀東小学校いじめ問題調査委員会」の開催を各委員に依頼する。